

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（以下「研究センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「県有ビームライン」とは、佐賀県が設置し、第7条による承認を受けた者が利用するビームラインをいう。
- 二 「他機関ビームライン」とは、利用者が自ら設置し利用するビームラインをいう。
- 三 ビームラインの利用における「一般」とは、第四号及び第五号以外のものをいう。
- 四 ビームラインの利用における「公共等」とは、大学、公設試験研究機関等の公共的な団体等に属する研究者の利用をいう。「探索先導」とは、自然科学分野の重要な研究対象に関する探索・実証課題（Fタイプ）及び持続可能な地域社会への先導的取組みを行う課題（Rタイプ）による利用をいう。「先端創生」とは、先端産業に資する実用化及び基盤技術の高度化に関する課題による利用をいう。当該利用は、その成果を公開しなければならない。
- 五 「包括」とは、県内企業を対象とする試料の測定等を含む利用をいう。
- 六 「ビームポート」とは、光源装置からのシンクロトロン光の取り出し口をいう。

(休所日)

第3条 研究センターの休所日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - 三 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(開所時間)

第4条 研究センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県有ビームラインの利用については、午後9時までとする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開所時

間を変更することができる。

(他機関ビームラインの設置)

第5条 他機関ビームラインを設置しようとする者は、次条に定めるもののほか別に定める「他機関ビームライン取扱要領」により手続きを行わなければならない。

(施設の利用申込)

第6条 研究センターの施設を利用しようとする者は、利用開始又は工事開始しようとするときまでに、利用申込書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の利用申込書は様式第1号の1から様式第1号の4までとする。ただし、この規定に定めるもののほかビームラインの利用に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(利用の承認)

第7条 理事長は、前条の規定により利用申込書を提出した者に対し、施設の利用を承認する場合は、利用承認書(様式第2号の1～様式第2号の3)を交付するものとする。ただし、宿泊室については、領収書をもって利用承認書に替えるものとする。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。

- 一 研究センターの設置の目的に反する使用をする恐れがある場合
- 二 研究センター内の秩序を乱す恐れがある場合
- 三 研究センターの施設又は設備をき損する恐れがある場合
- 四 集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- 五 その他管理上必要があると認める場合

(利用の条件)

第8条 理事長は、前条の利用承認に当たって、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。
- 二 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。
- 三 承認した利用目的以外には利用しないこと。又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸しないこと。
- 四 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、原状に復すること。
- 五 その他、九州シンクロトロン光研究センター職員(以下「職員」という。)の指示に従うこと。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の利用承認を受けた者は、別表により利用料金を支払わなければならない。

2 理事長は、前項に定めのない経費が特定の利用に関し生じた場合、その実費相当額の範囲内で徴収することができる。

3 理事長は、県有ビームライン利用料及び他機関ビームラインビームポート料について、利用形態やビームの状況等に応じ全額又は一部を減額することができる。

(利用料金の減免)

第10条 理事長は、次に掲げる事項に該当する場合、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一 佐賀県が行う事業に係る利用料金の一部又は全部

二 その他特に必要と認める場合の利用料金の一部又は全部

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申込書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めによらないで利用することができなくなった場合は、利用料金の全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申込書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

一 第7条第2項各号のいずれかに該当した場合

二 第8条に規定する利用条件のいずれかに違反した場合

2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたことにより利用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

(入所の制限)

第13条 理事長は、研究センターの秩序を乱すおそれがあると認める者その他研究センターの管理上支障があると認める者に対し、入所を禁じ、又は退所

させることができる。

(原状回復)

第 14 条 利用者は、利用を終了したとき、又は利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(弁償)

第 15 条 研究センターの施設や設備、機器、資料等を亡失し、破損し、又は汚損した者は、理事長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、研究センターの管理に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

施設の種類		利用単位	金額（税込）	納入の時期
県有ビームライン （一般）		1本・1日当たり	209,500円 （県内企業は 104,700円）	利用単位ごとに利用の開始前まで。ただし、特に必要と認める場合は、別に指示する時まで。
県有ビームライン （公共等）		1本・1日当たり	94,200円	
県有ビームライン （探索先導）		1本・1日当たり	9,400円	
県有ビームライン （先端創生）		1本・1日当たり	9,400円	
県有ビームライン （包括）		1本・2時間当たり	23,100円	
他機関ビームライン （ビームポート） （一般）		1か所・1年当たり	12,571,400円	
他機関ビームライン （ビームポート） （公共等）		1か所・1年当たり	6,914,200円	
他機関ビームライン （電気料）		子メーターにより計測した 月毎の電気使用量	電力単価×電気 使用量	
実験ホール		1平方メートル・1月当たり	260円	
研究室		1部屋・1月当たり	29,700円	
実験準備室	1～3	1部屋・1月当たり	34,400円	
	4～9	1部屋・1月当たり	41,100円	
	10	1部屋・1月当たり	39,100円	
実験準備室分電盤（電気料）		子メーターにより計測した 月毎の電気使用量	電力単価×電気 使用量	
会議室	1	9:00～12:00	1,400円	
		13:00～17:00	1,900円	
		9:00～17:00	3,300円	
	2	9:00～12:00	1,200円	
		13:00～17:00	1,600円	
		9:00～17:00	2,800円	

セミナー室	全室 (A+B)	9:00～12:00	6,700 円	利用単位ごとに利用の開始前まで。ただし、特に必要と認める場合は、別に指示する時まで。	
		13:00～17:00	9,000 円		
施設の種類		利用単位	金額（税込）		納入の時期
セミナー室	全室 (A+B)	9:00～17:00	15,700 円		
		A	9:00～12:00		4,100 円
	13:00～17:00		5,600 円		
	9:00～17:00		9,700 円		
	B	9:00～12:00	2,600 円		
		13:00～17:00	3,400 円		
		9:00～17:00	6,000 円		
宿泊室	1泊当たり		2,000 円		
	月単位で利用する場合		40,000 円		

- (注) 1 他機関ビームライン（ビームポート）について、年度の中で利用を開始又は廃止する場合、その年度の利用料は月割計算による。月数に1月未満の端数が生じるときは、これを切り上げ、算定した額に百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。なお、利用承認から当該ビームライン利用開始までの期間については、他機関ビームライン（ビームポート）利用料を徴しない。
- 2 実験ホールについては、実占有面積に応じ利用料を算定することとし、利用面積に端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。ただし、他機関ビームライン設置に伴う実験ホール占有面積は、当該ビームラインの実延長（蓄積リング室遮蔽壁外面からビームライン末端までの延長距離とし、1m未満の端数は切り上げる。）に5mを乗じた面積を占有面積と見なす。
- 3 実験ホール、研究室及び実験準備室について、月の中で利用を開始又は終了する場合、その月の利用料は日割計算による。その場合に、算定した額に百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 4 会議室及びセミナー室について、当初承認された時間帯を延長して利用する場合又は特に承認を受けて設定のない時間帯に利用する場合は、会議室にあっては500円、セミナー室にあっては、全室(A+B)2,200円、A室1,400円、B室900円に利用時間（時）数を乗じて得た額を利用料とする。この場合、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分未満であれば切り捨て、30分以上であれば切り上げる。
- 5 他機関ビームライン及び実験準備室分電盤の子メーターは利用者が設置すること。

様式第1号の2（第6条関係：実験準備室用）

施設利用申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事 様

（申込者）住 所

所 属

職・氏名 （氏名は自署又は記名捺印）

九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、研究センターの諸規程を遵守するとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

利用する施設	実験準備室
利用目的	
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)
利用人員	
利用責任者	住 所 氏 名 連絡先(TEL) (E-mail)
特記事項	

（注）利用者の一覧表を添付してください。

※ 他機関ビームラインの実験準備を行う部屋として用意しており、利用するためには、別途放射線業務従事者登録の手続きが必要です。

※ お預かりした個人情報、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

様式第1号の3（第6条関係：宿泊室用）

宿 泊 日	チェックイン：西暦 チェックアウト：西暦	年 月 日 年 月 日	部屋 番号	
ふりがな				
宿泊者氏名		所属		
宿泊者住所	〒			
連 絡 先	電話番号 E-mail		備 考	
利用目的				

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

様式第1号の4（第6条関係：他機関ビームライン）

施設利用申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事 様

（申込者）住 所

所 属

職・氏名 （氏名は自署又は記名捺印）

九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、研究センターの諸規程を遵守するとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

設置の目的	(運用方針、利用法など)
ビームラインの名称	
ビームラインの概要	(場所、延長、設置機器の配置計画、主な機器の概要、消費電力など)
実験責任者	(氏 名) (所属、職名) (住 所) 〒 (連 絡 先) TEL FAX E-mail

実験参加者	(全員記入してください。)		
	氏 名	所 属	職 名
工事期間(予定)	自 : 西暦 年 月 日 至 : 西暦 年 月 日		
利用開始希望日	西暦 年 月 日		
利用期間	自 : 西暦 年 月 日 至 : 西暦 年 月 日		
安全に関する事項	(利用する薬品、レーザー、高圧ガス等安全に係る事項)		
特記事項			

(注)

- 1 配置図、平面図、立面図及び工程表を添付してください。
- 2 利用者の放射線業務従事者登録、カードキー交付については、別途手続きが必要です。
- 3 緊急時の連絡体制表を添付してください。

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

様式第2号の1（第7条関係：会議室・セミナー室・研究室用）

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事

西暦 年 月 日付で申込みのあった九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり承認します。

利用する施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> セミナー室 <input type="checkbox"/> 研究室
利用目的	
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)
利用人員	
利用者責任者	住所 氏名 連絡先(TEL) (E-mail)
利用料金	

条 件	<ol style="list-style-type: none">1 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。3 承認した利用目的以外には利用しないこと。4 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、現状に復すること。5 その他、職員の指示に従うこと。	利用料領収
-----	---	-------

様式第2号の2（第7条関係：実験準備室用）

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事

西暦 年 月 日付で申込みのあった九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり承認します。

利用する施設	実験準備室
利用目的	
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)
利用人員	
利用者責任者	住所 氏名 連絡先(TEL) (E-mail)
利用料金	

条 件	<ol style="list-style-type: none">1 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。3 承認した利用目的以外には利用しないこと。4 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、現状に復すること。5 その他、職員の指示に従うこと。	利用料領収
-----	---	-------

様式第2号の3（第7条関係：他機関ビームライン）

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事

西暦 年 月 日付けで申込みのあった下記ビームラインに係る九州シンクロトロン光研究センターの利用について、申込書どおり承認しますので、利用にあたっては下記条件を遵守ください。

記

ビームラインの名称

- 1 利用にあたっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。
- 2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。
- 3 承認した利用目的以外には利用しないこと。
- 4 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、現状に復すること。
- 5 その他、職員の指示に従うこと。

様式第3号（第10条関係）

利用料金減免申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事 様

（申込者）住 所

所 属

職・氏名 （氏名は自署又は記名捺印）

連絡先(TEL)

(E-mail)

次のとおり利用料の（減額・免除）を受けたいので申し込みます。

利用する施設 及びその目的	
減免を希望する理由	
利用料金減免 希望額	全部・一部（ 円）

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

様式第4号（第11条関係）

利用料金還付申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター業務執行理事 様

（申込者）住 所

所 属

職・氏名 （氏名は自署又は記名捺印）

連絡先(TEL)

(E-mail)

次のとおり利用料金の還付を受けたいので申し込みます。

利用施設	
利用承認年月日	年 月 日
還付を希望する理由	
還付を受けようとする金額	円

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。